

担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(13)

労働債権を有する者その他の一般債権者への弁済原資を確保するための規律

5 一般債権への弁済原資を確保する手段については、集合動産譲渡担保権及び集合債権譲渡担保権の実行後一定期間内に倒産手続の開始の申立てがあった場合に譲渡担保権者が実行により回収した額の一部を倒産財団に組み入れることを前提に、その組入額の定め方について、被担保債権の額を基準とする考え方と、担保権の目的である財産の価額を基準とする考え方が検討されてきた。一般債権への弁済原資を確保する手段としての現実的な有用性や、現在の融資実務への影響の有無等を踏まえ、その具体的な制度設計について、どのように考えるか。

(説明)

1 一般債権への弁済原資を確保するための枠組み

15 これまでの部会資料においては、労働債権を含む一般債権が集合財産譲渡担保権によって害されないようにするための仕組みとして、集合動産譲渡担保権及び集合債権譲渡担保権(以下「集合財産譲渡担保権」と総称する。)の実行後一定期間内に倒産手続の開始の申立てがあった場合には、譲渡担保権者が実行により回収した額の一部を倒産財団に組み入れるという方式を採用することを前提に、組入額をどのように算定するかを検討した。倒産財団に組み入れる方式は、組み入れられた財産が倒産手続の中で配当されるため、担保権者にとっても一般債権者にとっても手続上の負担が小さいというメリットがある。この資料においても、この方式を前提として、組入額の算定基準についてあり得る可能性を検討する。

2 組入額の算定基準

(1) これまでの部会資料においては、倒産財団への組入額の算定基準として、大きく分けて以下の2つの考え方が検討されてきた。

25 ① 被担保債権の額を基準とする考え方(回収額が被担保債権の元本、利息、遅延損害金の額に基づいて算出される額を超える場合に、その超える額を組入額とする。)

② 目的財産の価額を基準とする考え方(回収額が譲渡担保財産の価額の一定割合を超える場合に、その超える額を組入額とする。)

30 (2) 現状では、特に動産の譲渡担保において、被担保債権額、更にはその元本が目的財産の価額を上回ることが多く、このような利用状況を前提とすれば、前記(1)①の被担保債権の額を基準とする考え方によって組入れが生ずることは現実には少ないとの指摘がある。この点をどのように評価するかは、集合財産譲渡担保について一般債権の引当となる財産を確保する仕組みを設ける必要性をどのような点に求めるかにも関わる。すなわち、集合財産譲渡担保には、設定者の有する財産について広範に担保権を設定することができ、しかも簡易な手続で対抗要件を具備することができるため、制度上は、広い範囲で担保権を設定することが容易であるという特徴があり、一般債権への弁済原資となる財産を確保する必要性がこのような特徴から生ずる弊害を回避するためであるとすれば、被担保債権の元本が目的財産の価額を上回っている場合にまで倒産財団への組入れをする必要があるかど

うかが問題となり得る。

目的財産の価格を基準とする考え方については、担保価値が減少するため、調達することができる融資額に影響が生ずるのではないかという指摘が考えられる。これは、目的物の担保価値を評価した上で、これに一定の担保掛け目を乗じて融資額を決定するという方法が採られているとすれば、担保価値の減少により融資額が減少する可能性があるというものである。この点については、動産や債権を担保として融資を行う実務を踏まえて検討する必要がある。また、部会資料 43 において示した提案については、実務的な運用上の困難性が指摘された。後者の指摘については、具体的な制度設計の問題でもあるため、目的財産の価格を基準とする考え方を前提としてより簡潔な制度設計をすることができないかを検討する必要がある（後記 4 参照）。

3 回収額と被担保債権の額を比較する考え方

(1) 部会資料 43 においては、回収額が被担保債権の元本、利息及び【1 年】分の遅延損害金の合計額を超える場合に、その超える部分を組入額とすることを提案している。被担保債権の額を基準とする考え方を採りつつ、前記 2(2)の指摘を踏まえて、一般債権の弁済原資を確保しやすくする観点から、次のような点を見直すことが考えられる。

① 遅延損害金が組入れの対象とならない上記【1 年】の短縮

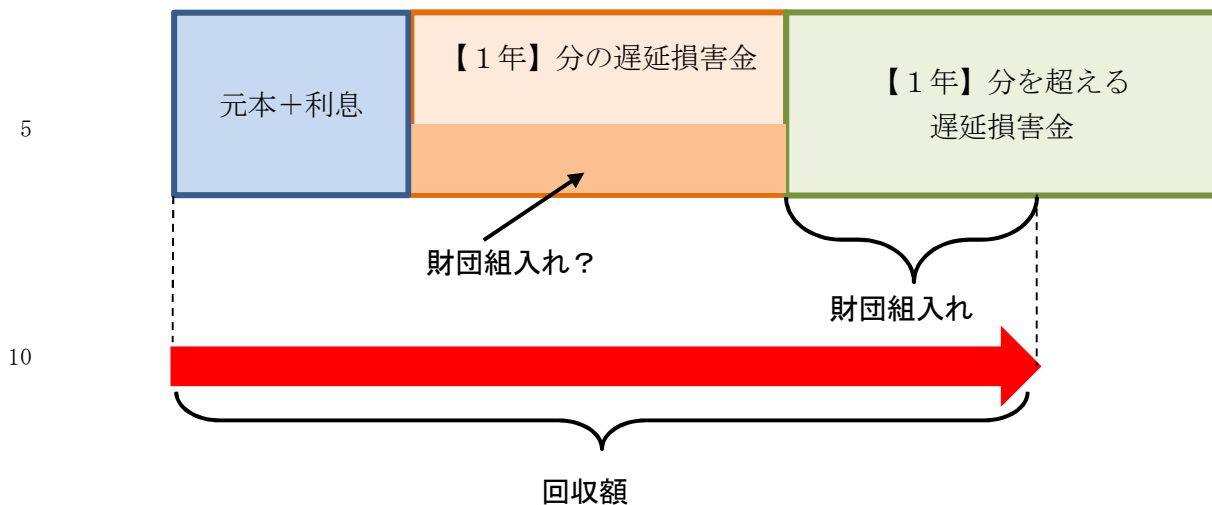
② 上記の【1 年】分の遅延損害金についての割合的な組入れ

(2) 上記の【1 年】については、当初は民法第 375 条第 1 項を踏まえて 2 年としていたが、一般債権の引当財産をより大きくする観点から、現在は 1 年間とすることが提案されている。これを更に短縮すること（例えば、6 か月程度）も考えられる。

(3) 回収額が、元本、利息を超えていれば、【1 年（前記(2)による短縮もあり得る。以下においても同じ。）】分の遅延損害金の一部についても組入れの対象とすることが考えられる。組入額は、一律の割合（例えば【50%】）などが考えられるが、より小さくすることも考えられる。）を超える部分とする、約定利率を超える部分とするなどがあり得る。前者の考え方を採れば、担保権者が実行によって回収した額が、①元本、利息を超え、これらに【1 年】分の遅延損害金を加えた額以下である場合は、元本及び利息と遅延損害金相当額の【50%（さらに小さくする可能性あり。以下においても同じ。）】との合計額を超える金額を、②元本、利息及び【1 年】分の遅延損害金を加えた額を超えるときは、元本及び利息と【1 年】分の遅延損害金相当額の【50%】との合計額を超える金額を、それぞれ組み入れることになる。後者の考え方を採る場合も、上記の【50%】を約定利率とするほかは上記と同様であるが、約定利率が変動する場合がありますため、いずれの利率が適用されるかを定める必要がある（それぞれの遅延損害金が発生する直前の利率など）。

以上のような考え方を採れば、いわゆる添え担保のような形態ではなく、担保目的である財産の価値を評価して、それに見合った金額を貸し付けるという融資であれば、多くの場合に組入れが生ずることになると考えられる。

〔図 1〕



(4) 上記に加えて更に組入額を増加させようとするれば、元本及び利息を一定の範囲で組入れの対象とすることも考えられるが、その場合、融資額への影響も一層大きくなるおそれがある。設定者が必要な資金調達ができないことになれば、結果的には一般債権者の不利益が大きくなる可能性もあるため、そのような影響の有無について検討が必要であると考えられる。

4 目的財産の価格を基準とする考え方

(1) 担保権者が回収した額が譲渡担保財産の価格の一定割合を超える場合には、その超える部分（の一定割合）を倒産財団に組み入れるという考え方。次の点をどう考えるかにより、いくつかの制度設計があり得る。

① 担保権者が複数いる場合の処理

② 元本額（の一定割合）を組入れの対象から除外するか

③ 被担保債権額を基準とする考え方と併用するかどうか

(2) 部会資料 43 においては、前記(1)①について、全ての担保権者が実行によって回収した額を合計し、それが基準となる割合を超えている場合には、最も劣後する担保権者から組入義務を負う（同順位の担保権者が組入義務を負う場合には、被担保債権額による案分）という考え方を示した。また、②については、担保権者が満足を受けた額が基準となる割合を超える場合でも、少なくとも元本については優先弁済権が制約されることのないように、元本額を組入れの対象から除外していた。③については、部会資料 40 において、併用する考え方、すなわち、担保権者が満足を受けた額が基準となる割合を超えていない場合であっても、元本、利息及び【1年】分の遅延損害金を超えた額を超えている場合には、その超えた額を組み入れるという考え方を示した。

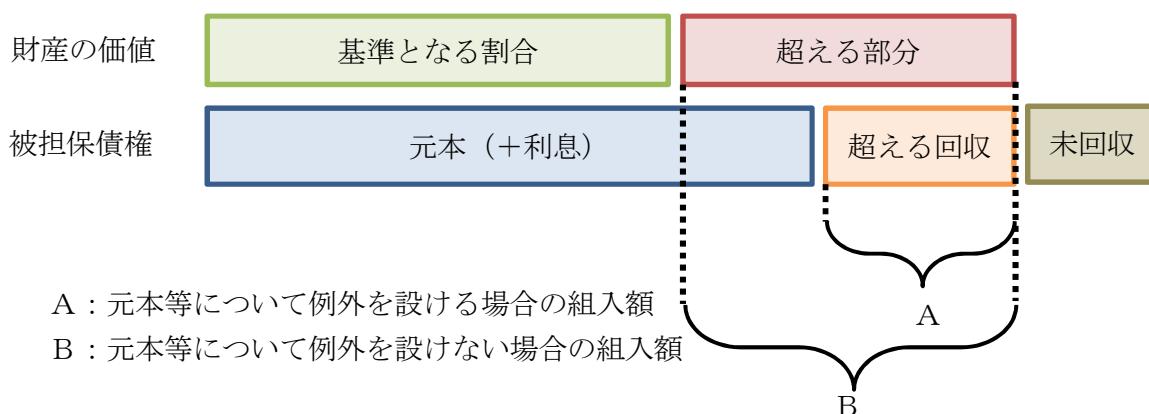
(3) 前記(1)①については、組入額の有無及び額を判断するためには、譲渡担保財産の客観的な評価額、優先する担保権者の被担保債権の弁済に充てられた額などを知る必要があり、請求する管財人にとっても、請求を受ける担保権者にとっても、その判断が困難であるなどの問題が指摘された。現状でも後順位の譲渡担保権の設定は可能であるが実際上は必ずしもその設定が多いわけではないことなども踏まえ、単純化する観点からは、複数の譲渡

担保権が設定されている場合も、各担保権の被担保債権への充当額が譲渡担保財産の価額の一定割合を超えているかどうかを、担保権ごとに別々に判断することが考えられる。集合財産譲渡担保権においては一部分についてのみ重複して複数の担保権が設定されている場合があることからしても、個別に判断するという考え方を採らなければ、割付けが必要となるため、この点からも、個別に判断する方が処理は簡便になる。もっとも、担保権ごとに個別に判断するという考え方を採ると、同じ債権者が、被担保債権を分けて同順位で複数の譲渡担保権の設定を受けることなどにより、組入義務を容易に潜脱することができることになる。

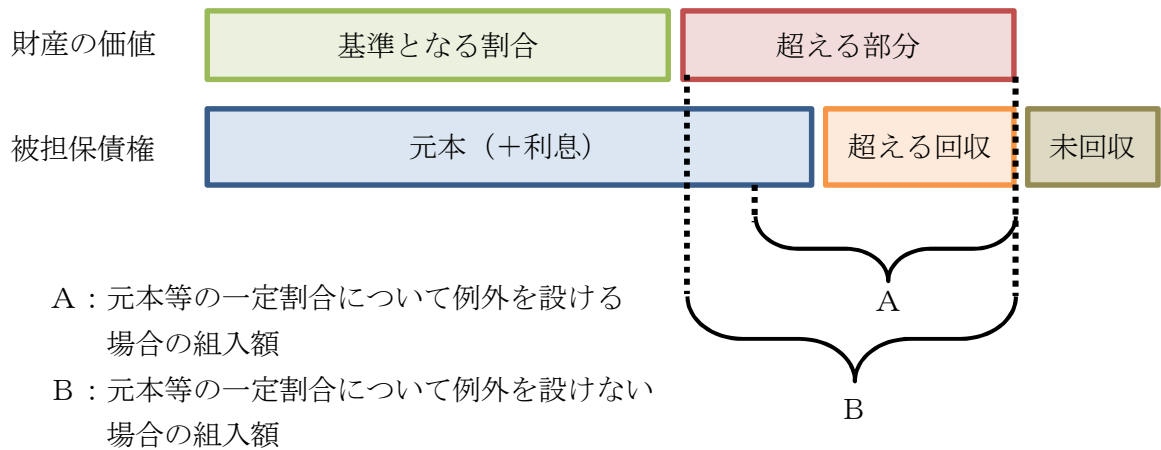
- (4) 前記(1)②については、部会資料 43 については、最先順位の担保権者に限ったものであるが、元本相当額について例外を設け、担保権者の優先弁済権を制約しないこととしている（図 2 参照）。元本全額についてこのような例外を設けないとしても、元本とそれ以外の部分の扱いに一定の差を設ける観点から、元本の一定割合の範囲では優先弁済権を制約しないこととするという考え方もあり得る（図 3 参照）。

これらの考え方は、担保権者が元本額や少なくともその一定割合については担保目的財産から優先的に弁済を受けられることにすることで、担保価値の縮小による融資額への影響を抑えようとしたものである。もっとも、これは目的財産の価格を基準とする考え方を修正するものであり、特に、担保権ごとに組入義務の有無を判断する考え方の下では、被担保債権額を基準とする考え方と変わらないことになる。また、組入れを請求する管財人としては、担保権者が回収した額だけでなく、その時点における元本額等の内訳を把握しなければ組入義務の有無及び額を判断することができないから、その処理も複雑なものとなりかねない。このような考慮から、元本等の扱いについて例外を設けないことも考えられる。

〔図 2〕



〔図 3〕



- (5) 譲渡担保財産の価格を基準とする考え方については、集合債権譲渡担保についてどのように担保権の目的である債権の価値を算定するかという問題がある。集合債権譲渡担保については、一部の債権について取立て等による実行をした後も、設定者が倒産手続の開始決定を受けるまでは、発生した債権に担保権の効力が及ぶ。倒産手続開始前 1 年内の実行が組入れの対象であることからすると、この間に実行の対象となり得た債権の価格の合計額、具体的には、1 年前又は実行に着手した時点（あるいは、実行することができるようになった時点）のいずれか遅い時点で現存した目的債権の評価額合計及びその後倒産手続開始までに発生した目的債権の評価額の合計額を基準とすることが考えられる。もっとも、これらの債権を特定し、額面ではなく評価額を算出することは容易ではないと考えられ、実務的な運用が困難である可能性がある。